

特定非営利活動法人  
北海道新エネルギー普及促進協会  
定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道新エネルギー普及促進協会という。

### (事業所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、北海道における新エネルギー、ローカルエネルギー及び省エネルギーの普及促進に関する事業等を行い、もって環境保全に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境保全を図る活動

### (事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新エネルギー、ローカルエネルギー等に関する普及促進事業
- (2) 化石燃料の節減など省エネルギーに関する普及啓蒙事業
- (3) エネルギーに関する情報の収集、提供及び広報に関する事業
- (4) エネルギー問題、環境問題等に関する調査研究事業
- (5) その他前各号に付帯する事業

## 第3章 会員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助のため入会した個人又は団体

### (入 会)

第7条 正会員及び賛助会員（以下「会員」と総称する）として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して2年以上年会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の年会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3 人以上 10 人以内
- (2) 監 事 2 人

2 理事のうち、1 人を理事長、3 人以内を副理事長、1 人を専務理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は理事の互選により選出する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表して、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を統括推進する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を行う。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集請求をすること

(任期等)

- 第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 5 分の 1 以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧 問)

- 第 20 条 この法人は、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者、本法人に功績があった個人又は団体等で、総会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関し、理事長の諮問に答え、又は理事長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職 員)

- 第 21 条 この法人は、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総 会

### (種 別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権 能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任、解任、職務及び報酬
- (7) 顧問の推薦
- (8) 年会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要な事項

### (開 催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

### (招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつ

て、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 会議の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構 成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権 能)

第33条 理事会は、この定款で定めたもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開 催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

### (招 集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加及び更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし又は権利放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解 散)

第53条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の議決
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散時の総会で選定した者に譲渡するものとする。

### (合 併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示して行う。

## 第10章 雜 條

### (細 條)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	大 友	詔 雄			
副 理 事 長	石 原	二 三 郎	同	澤 村	重 一
同	野 村	幹 夫			
専 務 理 事	中 山	要 二 郎			
理 事	雨 山	茂	同	奥 塚	正 雄
同	草 野	貴 友	同	熊 川	正 敏
同	小 滝	滋	同	坂 本	徹
同	津 田	實	同	松 本	光 男
同	渡 辺	信 英			
監 事	小 中	宏	同	志 和	武 藏

3 この法人の設立当初役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

6 第 2 条の一部改正は平成 14 年 7 月 2 日第 2 回通常総会の決議により同日より施行する。

7 第 13 条及び第 16 条の一部改正は平成 15 年 11 月 14 日第 3 回通常総会の決議を経て、認証の日（平成 16 年 3 月 16 日）より施行する。

8 第 2 条の一部改正は平成 25 年 6 月 5 日第 13 回通常総会の決議により同日より施行する。